

Q&A

◎ ① 業務執行部は、既存の役職と新設職を一体化した新「教育長」が就任されるのでですが、

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととしています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されるところです。

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。

さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講すべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講すべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみの権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について記載することが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます。

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。

法律詳細：http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年
4月1日
施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国との関与の見直しを図る。

POINT① 教育長

既存の職員と新設職を一本化した
新「教育長」の設置

POINT③ 総合教育会議

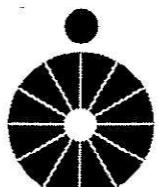
すべての地方公共団体に
「総合教育会議」を設置

POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と
会議の透明化

POINT④ 大綱

教育振興基本計画の内に「大綱」を
首長が策定



文部科学省

教育委員会制度、こう変わる

これまでの
教育委員会の
課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会
の改革

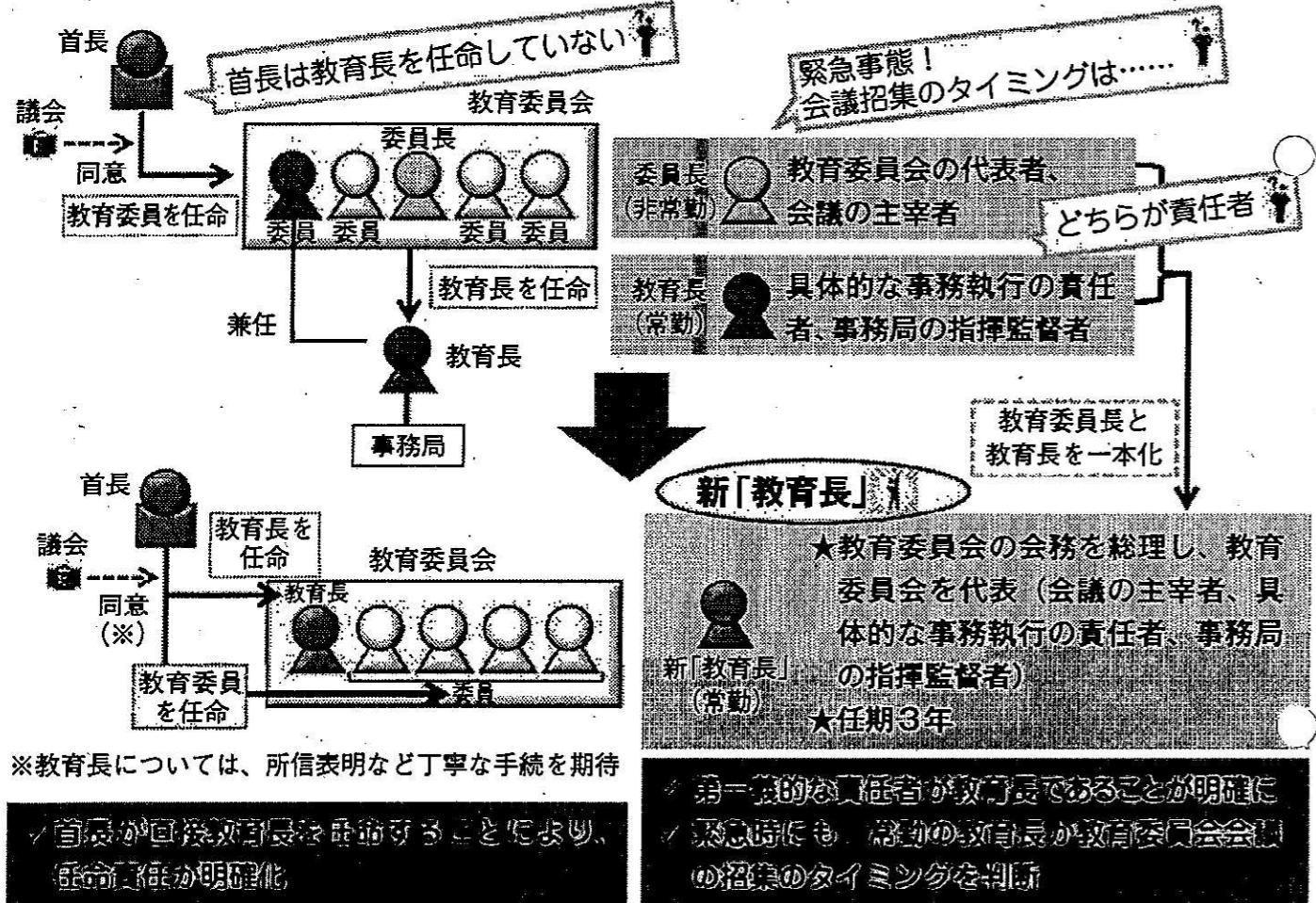
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT①
教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



POINT②
教育委員会

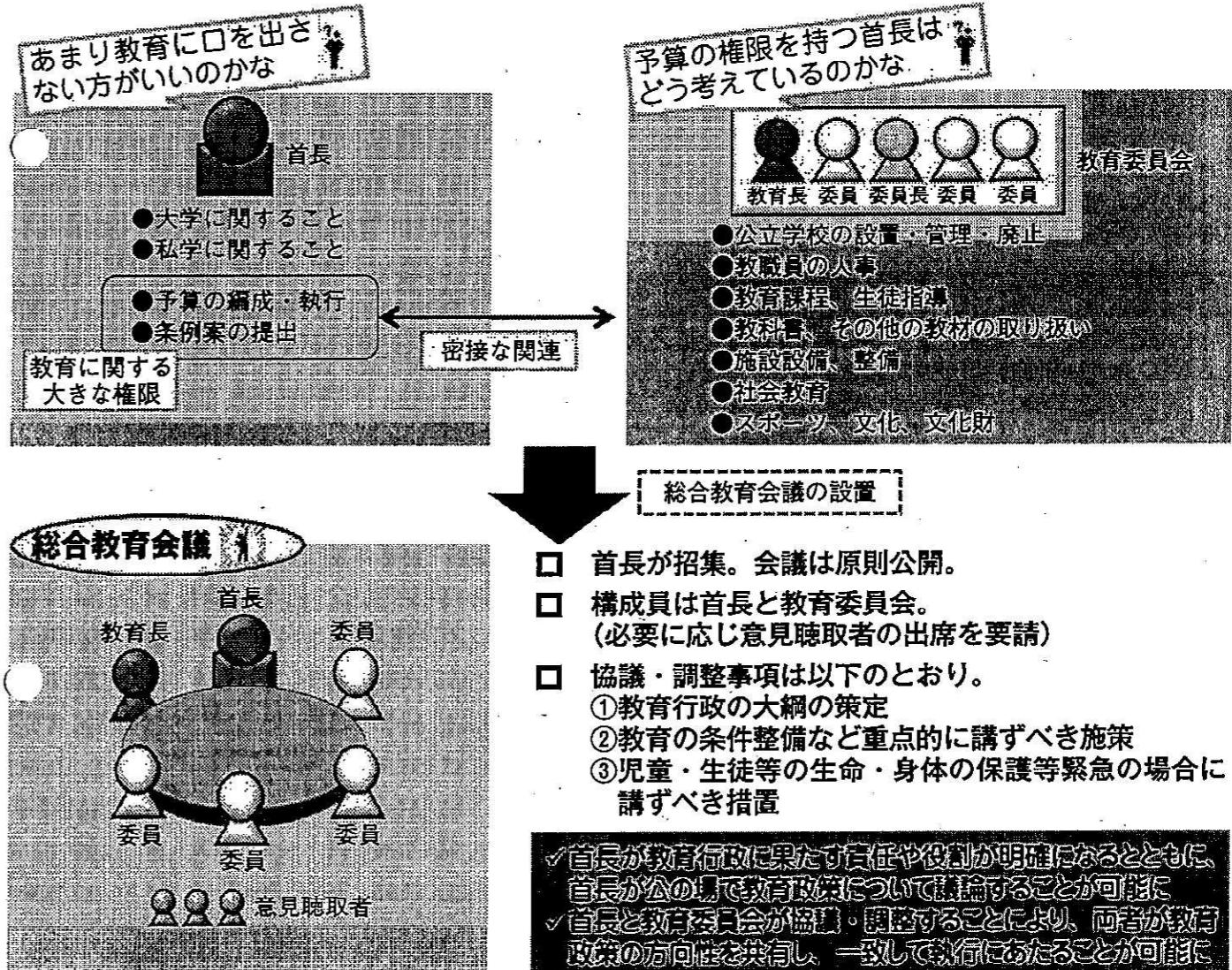
教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

／教育委員会の審議の活性化

POINT③
総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



POINT④
大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参考して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

／地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

長久手市総合教育会議設置要綱

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、長久手市長（以下「市長」という。）と長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、円滑に意思疎通を図り、長久手市の教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、長久手市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

○ 第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第3条 会議は、市長が招集し会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると判断するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(所掌事務)

○ 第4条 会議は次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 長久手市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定及び変更に関する協議
- (2) 長久手市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(意見聴取)

○ 第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があるとみとめるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開とした部分は公表しない。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を互いに尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 会議の事務局を長久手市市長公室政策秘書課に置く。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は会議で定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

長久手市総合教育会議の協議事項について

平成27年度	
1	総合教育会議について
2	教育大綱(案)について
3	教育大綱(案)について
4	教育大綱(案)について
平成28年度	
1	教育振興基本計画に盛り込む内容について
2	地域での学校サポート体制の構築に向けて
3	部活動の現状と課題について
平成29年度	
1	教員の多忙化について
2	地域共存について

教育理念に掲げる人づくりについて

◆ 人として大切なことを備えた人格の形成

家族や友人、職場、地域などとの関係において、「あいさつをすること」「人の話を聞くこと」「ありがとう感謝の気持ちを伝えること」「思いやりの気持ちを持つこと」が人として大切なことです。

人が社会の一員として自立して成長していくには、公共心を持って主体的思考のできる人材を育成することが必要です。

◆ 健やかさの形成・増進・保持

健康は、人が自分らしく生きていく上での土台となるものであり、様々な活動を行い、能力を発揮するために必要不可欠なものです。成長・発達過程に健全な心身を形成することはもとより大切ですが、のみならず、生涯を通じての心身の健康づくりを進めます。

◆ 役割・居場所のある生きがいづくりの推進

人が幸せに暮らすためには、「人に愛されること」「人に褒められること」「人の役にたつこと」「人から必要とされること」が必要です。誰もが排除されることなく存在を認められ、夢や生きがいを持って自己実現を図ることができるような教育を進めます。

◆ 生涯を通じて、成長できる環境の醸成

人は、環境さえ整えば、いくつになっても、学び、成長することができます。たとえうまくいかなかった場合でも、いつでも、何度もやり直すチャンスが保証されれば、きっといつかは成就する、そのような可能性に満ちあふれた教育環境の醸成を進めます。

3つの教育方針について

1 自然の大切さ、命の尊さを学び、自然と共生する

人は自然の一環であり、自然から様々な恵みを享受して生存するとともに、自然から様々な叡智を得て、社会の営みを築いてきました。

しかし、今、自然との触れ合いが減少し、自然に反した生活局面も多くなっており、欧米では心身に支障をきたす“自然欠乏症候群”を危惧する動きもあります。自然の大切さ、命の尊さを学び、自然との共生を図ることが必要です。

2 地域で家庭や学校を支え、関わり合いながら、向上心をもって、ともに成長する

人は他者の支えなしには生きられない社会的な存在です。血縁、地縁、知縁の3つの絆がある中で、都市化や情報化の進展に伴い、居心地の良い“知縁”が重視される一方で、関係づくりが煩わしい“地縁”的希薄化・弱体化が進んできています。家庭も核家族化、少子化が進み、機能が低下しています。

しかし、人の暮らしは生活基盤となる地域を離れては成り立たず、直接的な支えが必要なときには、遠く離れた知縁・血縁では支えになりません。行政サービスでカバーできる範囲にも限界があり、地域の絆が不可欠です。学校も同様です。安心安全で楽しく充実した時を過ごせる住みよい地域は、そこに暮らす住民どうしで形成していく必要があります。

また、地域に暮らしている多世代が互いに交流することで、核家族化、少子化が進んだ家庭では担うことができない、先人が培ってきた知恵、風習、文化の伝承だけでなく、生命の誕生や人生の最期を見守ることや、互いを敬う心、愛おしく思う心を育みます。

人が学び、育つ環境は、こうした地域での暮らしの中にあり、地域との共存は、教育面でも家庭や学校では担えない重要な機能を果たします。

3 多様な人々の存在や価値観を認め合い、まざって暮らす

一人ひとりが大切にされる社会は、自分と違う他者の存在を認めあうことで成り立ちます。また、多様な人が交わり、多様な力が組み合わさることで、補完・支え合いの関係や新たな発見、価値の創造が可能になります。

また、画一的な価値観にとらわれない視野の広いものの見方が、学校にも地域にも家庭にも存在すれば、すべての人は、自ずと相手を寛大に受け入れ、また、自分が受け入れられたことにより、必要とされていることを実感することができます。